

事 務 連 絡

令 和 3 年 4 月 7 日

各指定障害福祉サービス等事業者 御中

茨城県保健福祉部障害福祉課

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る加算等の届出について

日頃より本県の障害福祉施策の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、一部のサービスについて加算の新設や算定要件の見直しがありました。

つきましては、下記により給付費の算定に係る届出を提出いただきますようお願いいたします。

なお、通常、給付費の算定に係る届出は、前月の15日までに提出が必要ですが、今回の報酬改定により新設又は変更される加算については、下記提出期限内に提出いただいた場合は令和3年4月1日に遡って算定できることとします。

記

1 対象サービス

(1) 必ず届出が必要なサービス(基本報酬区分の届出)

ア 就労継続支援A型

イ 就労継続支援B型

ウ 就労移行支援

エ 就労定着支援

オ 児童発達支援

カ 放課後等デイサービス

(2) 必要に応じて届出を行うサービス

全サービス(今回の改定に伴い、新しい加算を算定する場合又は加算が変更になる場合)

2 提出書類

(1) 給付費等の算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)

(2) 給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(3) その他添付書類

3 提出方法等

(1) 提出方法 郵送 (封筒に「報酬改定加算届出書在中」と朱書き)

(2) 提出先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県保健福祉部障害福祉課自立支援グループ 宛て

(3) 提出期限 令和 3 年 4 月 2 0 日 (火) 消印有効

注：期限までに提出いただけない場合，台帳登録に支障が生じ，請求エラーとなりますので，期限内提出にご協力願います。

4 留意事項

(1) 届出にあたっては，厚生労働省が示す報酬告示等を十分ご確認のうえ提出願います。

(2) 地域区分の変更について

今回の報酬改定に合わせて地域区分の変更がありましたので，報酬の請求の際には十分ご注意ください (誤った地域区分で請求すると，エラーとなり支払処理ができません)。

(3) 報酬改定に係る加算以外の加算の届出について

通常どおり，提出期限は前月 15 日までで，翌月のサービス提供分から算定可能となります。(令和 3 年 4 月 1 日に遡って適用されません)。

(4) 問い合わせについて

問い合わせの際は，所定の様式「ヘルプデスク質問票」により，必ず F A X (029-301-3370) にて送付してください。